

**東海地域からの「国家戦略特区」への提案**  
(愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・名古屋市・静岡市・浜松市)

【連絡先】 愛知県知事政策局企画課 主幹(企画) 水野達也  
TEL: 052-954-6088 090-9188-5285 e-mail: tatsuya\_mizuno@pref.aichi.lg.jp

**モノづくり産業強靱化スーパー特区**

(特区のエリア: 愛知県・岐阜県・三重県・静岡県の全域)

<提案のニーズ・背景>

東海地域(愛知県・岐阜県・三重県・静岡県)は、モノづくりを中心とした産業・技術の世界的な中枢として、我が国の経済発展を牽引してきた。今後の我が国の成長には、日本の基幹産業であるモノづくり産業の競争力強化が不可欠であり、東海地域は、まさに、「世界に打って出る=イノベーションによる国際競争力の向上」、「世界を取り込む=資本・人材の呼び込み」等の実現を通して、日本を「世界で一番ビジネスのしやすい環境」とし、「民間投資の喚起により日本経済を停滞から再生へ」導くことを目的として、これまでにない大胆な規制・制度改革や税制の特例措置等を講じながら、国家プロジェクトを展開するにふさわしく、また、政策効果が大きく見込める地域である。

こうした認識に立って、東海地域から、日本最大の集積を誇る航空宇宙や次世代自動車、日本トップの生産額を誇る医薬品・医療機器といった、今後の成長が期待される次世代産業を中心としたモノづくり分野に関する国家戦略特区への提案を行うものである。

具体的には、東海4県全域を「モノづくり産業強靱化スーパー特区」として指定し、

- ・モノづくり産業がグローバル競争に打ち勝つ事業環境の整備 (企業を強くする)
- ・国内外から人材と頭脳が集まる仕組みづくり (ヒトを集める)
- ・モノづくりを支える産業・交通インフラの整備・革新 (ヒト・モノを動かす)

の3つの柱に沿って、国の経済成長に大きなインパクトを与える様々なプロジェクトを展開することによって、「強靱な国際競争力を持ったモノづくり産業の実現」を果たし、アジア諸国の追随を許さない“Made in Japan”で世界と勝負し、日本の成長をリードしていく。

**1 モノづくり産業がグローバル競争に打ち勝つ事業環境の整備 (企業を強くする)**

**(1) 国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の推進強化**

|  |  |
|--|--|
| プロジェクトの内容  | 国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」について、引き続き総合特区制度の活用を図りながら、国家戦略特区において、総合特区制度とは次元の異なる税制上の支援措置を講ずることにより、アメリカのシアトル、フランスのトゥールーズに肩を並べる一大航空宇宙産業の拠点づくりを加速する。   |
| 想定される実施主体  | 当該総合特区内に立地する航空宇宙関連企業、自治体(愛知県、岐阜県、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市、弥富市、豊山町、飛鳥村、各務原市、名古屋港管理組合 ※現在、総合特区の区域拡大について申請中であり、指定に伴い三重県等が参画予定)、経済団体((一社)中部経済連合会、名古屋商工会議所)、大学・研究機関(国立大学法人名古屋大学、(一社)中部航空宇宙産業技術センター)、中部国際空港株式会社   |
| プロジェクトの実施のために必要な措置   |  |
| <b>国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」での法人税の大幅引き下げ (☆: 税制措置提案)</b> |  |
| 概要   | 日本国内の投資環境やビジネス環境を内外の企業にとって魅力あるものとし、我が国の立地競争力を回復するためには、法人税の引き下げが最大の課題。本来、法人税の引き下げは全国的な課題であるが、モノづくり大国を支える日本最強のモノづくり産業集積地である当地域内の国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に限って、先行的に、あるいは全国とは次元の異なる、法人税の大幅引き下げを実行する。   |
| 具体的提案  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」内の企業の法人税実効税率を最大で20%台(少なくとも25%まで)へ引き下げる。</li> <li>●全国的に法人税実効税率の引き下げが行われる場合には、当該特区内に進出・投資する企業の法人税を10年間最大ゼロとする。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現行の国際戦略総合特区の所得控除(国際戦略総合特区事業環境税制)のような新規法人設立や特区外に事務所等を有しないとといった、実質的に適用が困難となる厳しい要件を設けない。</li> <li>※ 特区内に既に立地している企業についても、当該企業の国際競争力の強化・海外流出の防止の観点から、特区事業割合(従業者数割合など)に応じて、法人税を軽減。</li> </ul> </div> |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>その他特記事項</p> | <p>(一社)中部経済連合会が、公益財団法人 中部圏社会経済研究所が開発した「中部圏長期マクロ計量モデル」により、法人税の軽減が中部経済にもたらす効果を検討したところ、法人税が軽減されることで、民間投資、民間消費が大きく増加し、中部圏(中部9県)のGDPは増加するとの結果が出されている((一社)中部経済連合会「日本のものづくりの競争力再生」(平成25年2月))。</p> <p>また、公益社団法人 経済同友会は、「法人実効税率の引き下げは短期的には法人税収の減少要因となりうる。しかし、(中略)自律的な経済成長のサイクルが循環することで、中長期的には企業収益の拡大や、法人税納付企業の増加を通じた税収増によって、税率引き下げに伴い当初減少した税収を補うことも可能となろう。」としている(公益社団法人 経済同友会「法人実効税率25%への引き下げの道 ～成長戦略を強固にする税制～」(平成25年7月3日))。</p> |
|----------------|---|

## (2) 自動車産業のさらなる成長に向けたブレークスルー

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>プロジェクトの内容</p> | <p>自動車産業は、日本のリーディング・インダストリーであるが、世界的に激しい競争の中で、今後も、日本経済を牽引していくためには、電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の開発・普及拡大はもとより、自動車とインフラが有機的に連携したシステムによる、誰もがいつでも安全に運転できる自動車社会の実現など、高度で先進的な技術開発に先陣を切って取り組んでいく必要がある。</p> <p>日本最大の自動車産業集積地である当地域において、自動車交通・社会に関する“課題解決先進地域”として、次世代自動車の普及拡大や先進的な自動車安全技術、自動車交通システムの構築に係る全国に先駆けた取組を実施する。</p> |
| <p>想定される実施主体</p> | <p>自動車メーカー、自動車部品メーカー、大学、道路管理者、交通管理者、電力・ガス・石油会社等</p>  |

### プロジェクトの実施のために必要な措置

#### ア 次世代自動車の普及拡大に向けた先行的な規制緩和 (★：規制・制度改革提案)

|              |   |
|--------------|---|
| <p>概要</p>    | <p>EV・PHV、燃料電池自動車といった次世代自動車に係る規制改革を推進することにより、関連する企業のイノベーションを促進し、今後の日本経済を牽引することが期待される次世代自動車産業の創出・発展を加速する。</p>  |
| <p>具体的提案</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「規制の再点検に係る工程表」の早期実現<br/>燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた「規制の再点検に係る工程表」(総務省・経済産業省・国土交通省：平成22年12月公表)について、その実現に向けた取組を加速するほか、水素供給インフラの円滑な整備に関する規制緩和又は基準の整備を行う。<br/>すぐには全国一律展開が困難なものは、まず、「モノづくり産業強靱化スーパー特区」内で先行して規制緩和・実証実験を実施する。</li> <li>●非接触給電に係る総務大臣許可の緩和、装置を道路上に設置する際の要件整備<br/>現在、電気自動車の非接触給電装置の設置には、一台一台基地局として許可申請が必要なところを型式指定で足るようにする。また、道路上に装置を設置することに関する統一的な規定(見解)の整備を行う。これらの実現に向けて、「モノづくり産業強靱化スーパー特区」内で先行して規制緩和、実証実験を実施する。</li> </ul> <p>【該当法令】 電波法施行規則第46条、道路法第32条、道路交通法第77条</p> |

#### イ 先進的な自動車安全技術・自動車交通システムの構築に向けた取組の実施 (★)

|              |   |
|--------------|---|
| <p>概要</p>    | <p>高速道路等における完全な自動運転や、複数の自動車から集めた運転情報・道路環境情報などのより高度な利用、ドライバーの運転負荷軽減システム・異常時対応システムなどの先進的な自動車安全技術の開発や安全システム等の実現に向けて、公道での自動車走行実験を含め、各種規制のあり方の検討や実証フィールドの提供、国家的先進プロジェクトの展開などを行う。</p>   |
| <p>具体的提案</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動走行や隊列走行の実現に向けた公道での走行実証<br/>現在、道路交通法第70条では、「当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」とされており、運転者が操作を行わない自動走行は想定されていない。自動走行や隊列走行等に係る研究開発を促進するため、安全性確保を前提とし、公道での自動走行車両や運転支援車両による実証走行が行えるよう、エリアを限定した規制の整理・緩和を行う。</li> </ul> <p>【該当法令】 道路交通法第70条、自動車損害賠償保障法、消費者保護法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●100m道路等の広幅員道路を実証フィールドとして大胆に活用する。</li> <li>●プローブ情報活用のための環境整備<br/>現状では、事業者が収集した「個人情報」に対して、どの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのか不明確となっている。このため、プローブ情報(実際に自動車が走行した位置や車速などの情報を用いて生成された道路交通情報)の利用に関する個人情報の取扱いに関する基準の明確化や、公的機関の所有するデータ(道路交通情報等)のオープン化とGPSデータ等との統合によるビッグデータ化を進め、プローブ情報を民間がより高度に活用できる環境を整備する。</li> </ul> <p>【該当法令】 個人情報の保護に関する法律第2条</p> |



### (3) モノづくり技術を活かした再生医療製品・医療機器・医薬品等の開発・実用化の促進

|  |  |
|--|--|
| プロジェクトの内容                                  | <p>当地域内では、先端医療開発特区（3件）や、地域イノベーション戦略推進地域（医療関連2件）など、医療に関する数多くのプロジェクトが行われてきた。</p> <p>また、再生医療製品を商用生産できるQMS（品質マネジメントシステム）適合施設を持つ日本唯一の企業や、光イメージング・センシング技術で世界の先頭を走る企業、医療・介護現場で活躍が期待されるロボットを開発している多くの企業の立地に加え、医療機器を製造または製造販売している企業による団体として「中部医療機器工業協会」や「浜松医工連携研究会」が設立されているなど、国際競争力を持つモノづくり技術を健康・医療関連に応用できる企業が多数集積している。</p> <p>当地域のモノづくり技術を活かしながら、現在の日本、そして近未来の諸外国における最大の課題である高齢化に対応しうる、病気の予防、超早期診断、治療、リハビリ、介護支援、健康長寿に役立つ健康・医療関連の開発や実用化の促進を加速する。こうして、新たな医療産業を創成し、最先端の医療レベルを保ちつつグローバル展開を進めていく。</p> |
| 想定される実施主体                                  | 医療機器・医薬品・福祉用具・ロボット関連企業、大学、医療機関、介護施設など  |
| プロジェクトの実施のために必要な措置                         |  |
| <b>ア 医療機器製造販売業の新規参入促進（★）</b>               |  |
| 概要   | 他業種のメーカーが医療機器分野へ新規参入するにあたり、製造販売（設計・流通・販売）を行うためには、品質保証責任者の設置が義務付けられており、製造や品質等の管理能力があるにも関わらず、製造販売業許可を取得できない。そのため、同分野への新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件を緩和する。   |
| 具体的提案                                      | <p>●品質保証責任者の資格要件の緩和<br/>医療機器製造販売業に設置が義務付けられている品質保証責任者の資格要件のうち、「品質管理業務その他これに類する業務」に、医療機器だけでなく、他業種での実務経験（ISO9001の取得等）も適用できるよう、又は、安全管理責任者の資格要件と同様に、第2種・第3種製造販売業の実務経験を緩和するなど、要件を緩和する。</p> <p>【該当法令】 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令（平成16年9月22日厚生労働省令第136号）第4条第3項第2号、第25条</p>   |
| <b>イ PMDAへの遠隔相談が可能なシステムの導入</b>             |  |
| 概要   | 医薬品や医療機器の承認審査等に関するPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）への手続きに際し、遠隔地からの相談が可能となる体制を整備する。また、当地域において、PMDAによる薬事戦略相談を定期的に開催する。   |
| 想定される実施主体                                  | PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）、医療機器・医薬品関連団体・企業、大学など   |
| 具体的提案                                      | PMDAの体制・機能を損なうことなく、低コストで設置可能な、遠隔相談システム（テレビ会議システムやウェブシステム等）を導入する。また、定期的な薬事戦略相談を実施する。  |
| <b>ウ 医療機器に関する登録認証機関の誘致・高度化・利用促進支援（一部☆）</b> |  |
| 概要   | 薬事法の改正により、登録認証機関の審査する範囲が広がるのに合わせ、登録認証機関の必要性は高まるものと考えられる。登録認証機関は、全国に13箇所設置されているが、その多くが首都圏にあり、当地域の医療機器メーカーの円滑な事業化を促すため、登録認証機関を設置するとともに、既存機関の高度化を図る。また、これら機関の利用の促進を図るため、国が利用料の助成を行う。  |
| 具体的提案                                      | <p>●本特区内への登録認証機関の立地を促進するため、優遇税制（設備投資に係る法人税の軽減）や立地補助金等により支援する。</p> <p>●既存の登録認証機関のソフト面の高度化（様々な認証におけるスタッフの知識・技術力の向上、今後予想されるQMS（品質マネジメントシステム）査察への対応等）及びハード面の高度化（試験用機器の増設、施設の拡大等）に向けた支援を図る。</p> <p>●本特区内の登録認証機関を利用する本特区内企業に対し、国が利用料の助成を行う。</p>  |

**エ リハビリ・介護支援機器イノベーション拠点の整備 (一部★)**

|           |   |
|-----------|---|
| 概要        | <p>医療機器・介護支援機器（ロボットを含む）分野の世界トップクラスの医師・工学研究者やメーカーが揃っている当地域のポテンシャルを活かし、本特区内において、国立長寿医療研究センターをはじめとする研究機関・医療機関・大学を中心に、以下のような課題に対応した、リハビリ・介護支援機器等の開発・実用化を促進する拠点（医療人材の育成、当該機器の実証評価等）を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、厚生労働省と経済産業省において、リハビリ支援ロボット機器を医療機器として認証するための評価指標を策定しているところであるが、企業が当該機器を安全で速やかに社会に普及させるためには、医療機器認証において、円滑なルール・手続きが必要である。</li> <li>・併せて、臨床評価を行う環境（病院）や当該機器を扱う医師・理学療法士等を育成する環境の整備が必要である。</li> <li>・また、介護支援機器（ロボットを含む）については、医療機器に該当しないものの、適切な実証評価を行う仕組みや企業へのサポート、介護施設等への導入支援が必要である。</li> </ul> |
| 想定される実施主体 | <p>国、国立長寿医療研究センター、藤田保健衛生大学、名古屋市立大学、岐阜大学、三重大学、鈴鹿医療科学大学、浜松医科大学、静岡がんセンター、沼津工業高等専門学校、医療機器メーカー、福祉用具メーカー、ロボットメーカー など</p>  |
| 具体的提案     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「健康・医療戦略」（平成25年6月14日 内閣官房長官等9大臣申合せ）に位置づけられた取組・施策の重点投入</li> <li>●リハビリ支援ロボット機器等の医療機器認証に係る手続きの簡略化及び治験症例数の低減</li> <li>●本特区内で構築する医療・介護施設のネットワークを活用して行う介護支援機器等の実証評価に係る支援（資金支援など）</li> <li>●介護施設等における先端的な介護支援機器等の導入を促進するため、厚生労働省「中小企業労働環境向上助成金」の対象となる施設や機器等の拡充</li> </ul>  |

**オ 病気の予防と超早期診断のための技術・システムの開発と展開 (一部★)**

|           |  |
|-----------|--|
| 概要        | <p>日本が直面する超高齢社会とそうした状況下における課題解決は、近い将来、アジアをはじめとする世界中で必要とされるロールモデルになりうる。ヒト・モノ・カネの大都市集中における地方の過疎化進行や大都市における核家族化の加速等は、高齢者や弱者の孤立と社会保障費の激増に直結する。全ての人々が安心・安全・快適に暮らせる社会の構築は、世界中の普遍的な課題であり、その実現のために必要不可欠な病気の予防と超早期診断（アラーム検知等）の技術・システムを開発・展開する。</p>  |
| 想定される実施主体 | <p>○浜松地域：光想起イノベーション研究拠点への参画機関（静岡大学、浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松ホトニクス）<br/>はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点への参画機関（静岡県、浜松市、静岡大学、浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松商工会議所、（公財）浜松地域イノベーション推進機構）</p> <p>○愛知地域：「知の拠点あいち」において実施されている産学行政連携の共同研究「重点研究プロジェクト：超早期診断技術開発プロジェクト」の実施機関<br/>〔愛知県、科学技術交流財団、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、愛知県立大学、名古屋市立大学、愛知学院大学、椋山女学園大学、中京大学、豊田工業大学、国立長寿医療研究センター、産業技術総合研究所、愛知県がんセンター、医療機器関連企業〕</p> <p>○岐阜地域：岐阜県、岐阜大学、医療機器・医薬品関連企業<br/>○静岡県東部地域：静岡がんセンター、沼津工業高等専門学校、医療機器・医薬品関連企業など</p> |
| 具体的提案     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●光電子・通信技術によるICT（Information and Communication Technology）と医療の融合により、遠隔医療をさらに進めた移動式等の在宅診断システムを確立・展開するため、当該システムの導入を遠隔診療の対象とする（平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知）。</li> <li>●病気の未然予防のため、フィットネス産業と医療を融合させた新たなカリキュラムの構築支援や、個人が実践するためのインセンティブを付与する仕組みづくりへの支援を行う。</li> <li>●ICTと医療を融合させるため、撮像・計測・通信等のシステムの標準化を進め、高い信頼性や安全性など厳格な基準を満たしたシステムについては、診療報酬の導入、保険適用等を行う。</li> <li>●革新的な診療技術（予防・診断）・システムの開発に対する財政的支援を行う。</li> </ul>  |
| その他特記事項   | <p>病気の予防と超早期（病気になる前のアラームを発する）診断は極めて重要な課題であり、危険を未然に防止し的確な対策を講じることを可能にし、これらの実現は、社会保障費の大幅な削減に直結するものである。</p>   |

**カ 介護が必要な病人や高齢者の生活を支援するシステムの開発と展開 (一部★)**

|           |   |
|-----------|---|
| 概要        | <p>病気に罹った者や要介護・生活支援が必要となった高齢者等が、サービスロボット技術の利活用により、有意義で安心・安全・快適な生活が送れるような支援システムを開発・展開する。さらには、地域社会の生活空間全体で、ロボットシステムにより、見守りや健康状態の観察等ができるようにして、地域全体で安全・安心を確保する仕組みの構築を目指す。</p>   |
| 想定される実施主体 | <p>○浜松地域：光想起イノベーション研究拠点への参画機関（静岡大学、浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松ホトニクス）<br/>はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点への参画機関（静岡県、浜松市、静岡大学、浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松商工会議所、（公財）浜松地域イノベーション推進機構）</p> <p>○愛知地域：ウェルネスバレー推進地域（大府市・東浦町）を中心に、医療機関や介護施設における生活支援ロボット・機器の実証評価を推進。<br/>（愛知県、大府市、東浦町、国立長寿医療研究センター、介護施設、医療機器・ロボット関連企業）</p> <p>○岐阜地域：岐阜県、岐阜大学、岐阜工業高等専門学校、医療機器・医薬品関連企業<br/>○三重地域：三重県、三重大学、鈴鹿医療科学大学、医療機器・医薬品関連企業</p> |



|       |  |
|-------|--|
| 具体的提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●世界を席巻する当地域の産業用ロボットの基盤技術と応用技術力を活かし、高齢者を含むハンディキャップのある人でも健常者と同等の生活が送れるよう、介護をはじめ日常生活を支援するサービスロボットシステム（人工知能（AI）を有し、認知症等の予防やリハビリテーション等の自立に向けた支援を施すとともに、撮像や通信等の機能も備え、医療機関はもとより、遠隔地で暮らす家族や自治体など離れていてもリアルタイムで状況の把握ができるなど）を導入するため、当該システムの導入を遠隔診療の対象とする（平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知）。</li> <li>●高い信頼性や安全性等の厳格な基準を満たしたサービスロボットシステムについては、診療報酬の導入、保険適用等を行う。</li> <li>●革新的なサービスロボットシステムの開発に対する財政的支援を行う。</li> </ul> |
|-------|--|

|         |   |
|---------|---|
| その他特記事項 | 罹患者や高齢者が自立した有意義な生活が送れる支援システムの構築は、社会保障費の削減や家族の介護負担の軽減など、誰もが豊かな人生を送ることができる社会の実現を可能とするものである。 |
|---------|---|

### キ 社会実証における薬事法及び医師法の弾力的な運用 (★)

|    |  |
|----|--|
| 概要 | 世界をリードする健康・医療関連イノベーションを加速させるため、実用レベル装置やシステムによる社会実証を、予防という現在の医療保険では認めていない範疇まで含め「地域が行う一種の臨床研究」として、社会実証の中核になる医療機関の倫理委員会の承認によって行うことを可能とする。 |
|----|--|

|       |   |
|-------|---|
| 具体的提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の薬事法では、医療機関から電子カルテ等を通じて処方された処方箋にそって調剤し、院外薬局から配送業者が患者へ届けることは禁止されているが、そのような方式を特例的に活用できるようにする。</li> <li>●医師法では、たとえ簡易な血液検査であっても医療行為に該当するため、必ず医師の直接的な指示が必要であるが、社会実証の際には、撮像・計測・通信等のICTシステムを活用して遠隔の医師が指示する場合においても、現場の看護師等が医療行為を行うことができるよう、弾力的に運用する。</li> </ul> |
|-------|---|

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 該当法令等 | 薬事法第7条第1項、第49条、医師法第17条、第20条、第22条 |
|-------|----------------------------------|

|         |   |
|---------|---|
| その他特記事項 | 社会実証を通じて最新の医療関連技術・システムを活用した医療行為を行うことは、僻地や災害時等に医療レベルを保ちながら迅速かつ的確な医療サービスを提供することを可能にし、新たな医療産業の創出とともに、国際的な水平展開を可能とする。 |
|---------|---|

### (4) 光のグローバル拠点の形成

|           |  |
|-----------|--|
| プロジェクトの内容 | 光には無限の可能性がありながら、我々はまだ、そのほんの一部しか利用できていない。また、光はあらゆる産業の基盤技術になりうるもので、様々な産業分野の革新的高度化に寄与する。光のグローバル拠点では、世界トップレベルの光の研究者や技術者が集い、光の本質を解明し、光を自在に操るべく基礎・応用研究を行うとともに、人類が望む、人類の生命や文化、産業や環境、社会システムやインフラに必要な光製品／光技術を次々に開発する。また、光技術を活用したベンチャー・中小企業等が活発に活動し、産学官金が強固に連携して、光のおもしろさ、光の無限の可能性を若い世代に向けて発信し、世界をリードする教育を行う。 |
|-----------|--|

|           |  |
|-----------|--|
| 想定される実施主体 | 浜松・東三河地域イノベーション推進協議会への参画機関（産学官金16機関）<br>〔 静岡県、愛知県、浜松市、豊橋市、静岡大学、豊橋技術科学大学、浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松商工会議所、豊橋商工会議所、（公財）浜松地域イノベーション推進機構、(株)サイエンス・クリエイト、静岡銀行、浜松信用金庫、遠州信用金庫、豊橋信用金庫 〕 |
|-----------|--|

### プロジェクトの実施のために必要な措置 (一部☆)

|       |  |
|-------|--|
| 具体的提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域イノベーション戦略推進地域「浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション」は国際競争力強化地域に指定されており、浜松・東三河地域で行われる様々な技術開発や革新製品を生み出す光関連企業の法人税実効税率を最大で20%台（少なくとも25%まで）へ引き下げ</li> <li>●「浜松・新ものづくり特区」を含む「浜松・東三河ライフフォトニクスイノベーション」のエリア内における新規設備投資に対する投資税額控除</li> <li>●世界中でだれもが真似のできない未知未踏の技術・製品の技術開発及び標準化活動等への中・長期にわたる積極かつ継続的な支援</li> <li>●革新技術の実用化・製品化や国際標準化に向けたグローバルな知的財産の出願及び保護方策のさらなる充実</li> <li>●ベンチャー企業や大学等の革新技術・製品のグローバル展開におけるマーケティング支援及び信用保証制度やエンジェル税制のさらなる充実</li> <li>●産業技術総合研究所等の国の研究機関の設置</li> </ul> |
|-------|--|

### (5) モノづくりの競争力強化に向けた投資や研究開発の一段の促進

|           |   |
|-----------|---|
| プロジェクトの内容 | 航空宇宙や次世代自動車、健康寿命延伸など、「国家戦略産業」としての育成が必要な次世代成長産業に対して、現行の研究開発促進税制や中小企業投資促進税制を上回る措置を講ずることによって、我が国のモノづくりの中核である当地域に立地する企業が研究開発を強力に推し進め、また、そこで生み出された付加価値を製品化し輸出するための投資を促進し、研究開発拠点や製造拠点を国内に維持しながら、日本経済を支える産業の国際競争力を強化していく。<br>また、高い法人税率と並び、我が国の立地競争力を相対的に低下させている要因であり、企業の円滑な立地を妨げている企業用地開発に係る規制（農地転用の許可）を緩和することによって、「国家戦略産業」の集積を一段と進め、当地域のモノづくり産業の中核性を強化する。 |
|-----------|---|

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 想定される実施主体 | 地域内に立地する企業、大学・研究機関、行政機関等 |
|-----------|--------------------------|

**ア 企業の設備投資を促す“投資減税”の上乗せ措置 (☆)**

|       |  |
|-------|--|
| 概要    | 現在、国において、成長戦略の第2弾に向けて検討がなされている“投資減税”について、日本の成長にとって、真に効果的なものとなるよう制度を構築するとともに、国家戦略特区内の「国家戦略産業」に係る企業に対しては、日本の成長を牽引できるよう、措置の上乗せを図り、投資の一段の促進を図る。  |
| 具体的提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●現在検討されている“投資減税”については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力の強化に向けた新製品・高付加価値製品の製造、生産能力の増強、生産の効率化等に係る投資については幅広く対象とする。</li> <li>・対象設備については、機械・装置といった資産に限定することなく、生産設備と一体不可分である構築物や無形固定資産（生産や物流に係るオペレーション・システムの効率化に資するソフトウェアなど）、建物も含める。</li> <li>・措置内容については、少なくとも現行の「生産等設備投資促進税制」に伍するものとし、特別償却（取得価額の30%以上）に加え、税額控除（取得価額の3%以上：法人税額の20%を限度）の選択適用も認める。</li> </ul> </li> <li>●その上で、国家戦略特区内の「国家戦略産業」に係る企業については、「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」を上回る措置とする。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別償却については、対象資産の取得価額の55%（建物等については30%）</li> <li>・税額控除については、対象資産の取得価額の20%（建物等については13%）（法人税額の30%を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しができる）</li> </ul> </li> </ul> |

**イ イノベーションを促進する研究開発促進税制の拡充 (☆)**

|       |  |
|-------|--|
| 概要    | 不確実性が高く、事業化までに長期間を有する研究開発を「国家戦略産業」に係る企業が強力で推進できるよう、研究開発投資をキャッシュ面で支える税制措置を充実する。   |
| 具体的提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越税額控除限度超過額の繰越期間の延長（3年に）</li> <li>・繰越控除要件（試験研究費の額が前事業年度よりも増加していること）の廃止</li> <li>・中小企業に対する一律12%の控除率の引き上げ（15%へ）</li> </ul> |

**ウ 「強い中小企業」をつくるための税制措置 (☆)**

|       |   |
|-------|---|
| 概要    | 「国家戦略産業」に係る中小企業の活力を一段と強化するため、全国を上回る税制措置を講じることにより、我が国の経済基盤を支える成長の源泉である中小企業、とりわけ、我が国モノづくりの中核である当地域のモノづくり中小企業の生産性の向上や成長力の強化に向けた取組を強力に後押しする。  |
| 具体的提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等の法人税率の特例（中小企業者等に係る法人税の軽減税率を15%から11%に引き下げる。）</li> <li>・「中小企業投資促進税制」の税額控除対象者の拡大（資本金「3,000万円以下」から「1億円以下」へ引き上げ）、税額控除限度額の引き上げ（法人税額の20%から30%へ）</li> <li>・人材確保・能力開発税制（仮称）の創設（中小企業の採用活動に伴う費用や教育訓練費など人件費の増加額の一定割合を税額控除）</li> <li>・法人税法上、「中小企業」とはみなされていない、いわゆる“中堅企業”も税制の優遇措置（軽減税率の適用、留保金課税の適用除外等）の対象とする（中小企業基本法において中小企業者とされている「従業員300人以下又は資本金3億円以下の製造業」のうち、「国家戦略産業」に係るものについては対象とする）</li> <li>・海外市場開拓支援税制の創設（中小企業が海外市場開拓のために要した費用の一定割合を税額控除）</li> <li>・海外収益の国内還流容易化制度の創設（外国子会社配当益金不参入制度における益金不参入の割合を95%から100%に。また、国内還流額に応じて税額控除を実施）</li> <li>・特例的な一括償却制度の創設および償却額を任意に設定できる「任意償却」の導入</li> </ul> |

**エ 補助金適正化法の運用見直し (★)**

|       |  |
|-------|--|
| 概要    | 国の研究開発支援制度では、開発試作用施設を商用ベースに転用した場合、補助金返還等の手続きを要するが、試作から商用化までを短期で実施できるよう、たとえ償却期間内の補助対象プラントであっても、返還等を行わず商用ベースに転用できるよう、補助金適正化法の運用を見直す。 |
| 具体的提案 | 償却期間内の補助対象プラントであっても、返還等を行わず商用ベースに転用できるよう、補助金適正化法の運用を見直す。   |
| 該当法令等 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律   |

**オ 企業用地開発に係る農地転用許可に関する規制緩和 (★)**

|    |  |
|----|--|
| 概要 | 現行の制度では、市街化区域外の農地を企業用地として開発しようとする場合、原則として農地転用の許可が必要（農用地区域内の農地については、原則として農用地区域からの除外が必要）であるが、一定の要件に合致する国家戦略特区内の企業用地開発については、公共事業のための転用と同様に、許可不要とする。 |
|----|--|



|         |  |
|---------|--|
| 具体的提案   | 「国家戦略産業」としての育成が必要な次世代成長産業に係る企業からのオーダーにより、県・市町村の土地開発公社等の公的団体や市町村が企業用地の造成を行う場合、あるいは、当該産業に係る企業自らが企業用地の造成を行う場合（県または市町村において秩序ある開発が担保される仕組みがあることを前提）にも、農地転用の許可を不要とする（農用地区域内の農地の場合には、農用地区域からの除外を可能とする）。 |
| 該当法令等   | 農地法第4条第1項第8号、第5条第1項第7号、農地法施行規則第32条、第53条、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条   |
| その他特記事項 | 企業自らが企業用地の造成を行う場合に上記のような規制緩和を行うことは、特に、農業振興地域において、不適切な開発につながる可能性もあるため、県または市町村において秩序ある開発が担保される仕組みがあることを前提に、農地転用の許可を不要とする。  |

### カ 研究成果を活用する産学連携の促進に向け、公立大学への国立大学並みの規制緩和と研究開発支援 (★)

|           |   |
|-----------|---|
| 概要        | 当地域では、大学等研究機関と企業及び行政との産学官連携に積極的に取り組んでいるが、厚い産業集積という当地域の特性をさらに活かして、大学等の研究成果と産業発展が連動されるような仕組みが求められており、研究成果の地域産業への活用を促進することで多様なリーディング産業を創造する。 |
| 具体的提案     | 国立大学法人では、その研究成果を広く活用するためにTLO（技術移転機構）への出資を可能とする法整備がなされているが、公立大学法人にはその適用がないため、産学連携の推進による研究成果の活用に向けて国立大学法人と同様の法整備を行う。                        |
| 想定される実施主体 | 名古屋市立大学など地域内の公立大学   |

### キ モノづくりを支える新たなエネルギーシステムの研究開発に対する重点的な支援

|           |  |
|-----------|--|
| 概要        | 次世代産業を含むモノづくりには、莫大なエネルギーが必要であるが、東日本大震災をきっかけに日本のエネルギー供給は不安定となり、新たなエネルギーシステムの開発が急がれている。<br>現在、研究されているエネルギーのどれもが小電力であり、産業に使用するためにはそこで作られた電力をまとめるような新たなシステムづくりが必要である。<br>また、最先端の技術では、発電所並みの出力が得られて、かつクリーンなエネルギーを作り出すレーザー核融合によるエネルギー供給システムが研究されており、実用化が熱望されているところである。<br>日本の産業の国際競争力の強化や、国内産業の育成のためにも、世界に誇る浜松ホトニクス社のレーザー技術等を活用し、こうした新たなエネルギーシステムの開発を加速化させ、災害等に左右されない安定的な電力供給が早期に可能となるよう、新エネルギーシステムの研究開発に対し、集中的な支援を行う。 |
| 具体的提案     | ●国家レベルでの電力問題を解決するレーザー核融合の研究開発と実用化に対し、国の総力を結集して支援する。<br>・必要となる研究開発費の確保と優先的配分<br>・研究開発のために必要となる施設や設備に対する資金的支援の充実<br><br>●複数の発電システムをつなぐスマートグリッドの研究開発に対する支援といった、国や国の研究機関などの積極的な関与と、その成果の実用化、普及に対する支援の充実  |
| 想定される実施主体 | レーザー核融合：浜松ホトニクス株式会社、学校法人光産業創成大学院大学<br>スマートグリッド：電力、ガス、上下水道、電気通信事業者、道路管理者、高速道路会社など、網としての社会資本を所有する者   |

## 2 国内外から人材と頭脳が集まる仕組みづくり (ヒトを集める)

### 海外・国内からの人材誘致戦略の展開

|           |  |
|-----------|--|
| プロジェクトの内容 | 我が国が本格的な人口減少・少子高齢社会の到来を迎え、また、アジア諸国が著しい発展を続ける中で、当地域が引き続き我が国のモノづくりの中核として、日本の成長をリードしていくためには、モノづくりに携わる人材を質的にも量的にも確保していく必要がある。<br>外国人高度人材等の受入れに係る規制緩和や海外の学術研究・産業支援機関との連携強化、ハローワークの地方移管等を進めることにより、国内外から、人材を誘致する。 |
| 想定される実施主体 | 国、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、名古屋市、静岡市、浜松市をはじめとする地域内自治体、大学、企業など  |

**ア 外国人高度人材等の受入れに係る規制緩和 (★)**

概要

現在、世界各国では高度人材及びその予備軍である留学生を中心に、ヒトの移動が活発化しており、世界は、「人材獲得競争」の様相を呈している。こうした中、我が国においては、長期的には労働力人口の減少による成長の鈍化・停滞も危惧されるところであり、外国人は、モノづくりを支える貴重な人材として、ますます重要になっていく。また、外国人技能実習制度は、これまで、開発途上等の産業振興の担い手となる人材育成という大きな役割を果たしてきたが、新興国の技術力がアップしてきている中で、より高度な技術が習得できる人材育成を行うことは、モノづくり産業・技術の世界的中枢である当地域に求められる役割であるとともに、技能実習生が帰国後も当地域の企業の海外進出を支えるなど、当地域と出身国との架け橋としての役割が期待でき、当地域の産業発展という面からも大きな意義を有する。このため、「モノづくり産業強靱化スーパー特区」において、モノづくりに携わる外国人の受入れに係る規制緩和を図る。

具体的提案

- 高度人材に対するポイント制による優遇措置のさらなる拡充
  - ・特区区域内就労者には、ボーナス・ポイントとして10ポイントを加算
  - ・特区区域内で活動する（予定を含む）外国人が高度人材として認定された場合には、即、期限のない在留資格を付与または永住許可の対象とする。
  - ・特区区域内就労者の親、家事使用人の帯同許可条件の撤廃

【該当法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令  
平成24年法務省告示第126号（高度人材告示）・第127号（高度人材在留指針）  
出入国管理及び難民認定法第22条、法務省「永住許可に関するガイドライン」

- 外国人高度人材を多数雇用する企業に対する特例措置
 

特区内において、一定比率以上の外国人高度人材を雇用している、または雇用を増やした企業に対して、雇用制度における特例措置を認めるとともに、当該企業に雇用されている外国人労働者に対して、出入国時の利便性を高める特例措置を講ずるなど、様々な特典を付与する。（ex. 韓国の高度人材受入れ制度：特定技術分野で就労する高度人材に優遇措置を与える「ゴールドカード制度」、韓国の教育機関・研究機関に所属する教授・研究者に優遇措置を与える「サイエンスカード制度」）

例えば、雇用面では、当該企業が雇用している外国人を対象に、アメリカ・ドイツ・イギリス・フランスで導入されている「ホワイトカラー・エグゼンプション」（ホワイトカラー労働者に対する労働時間等に係る労働規制の適用除外制度）の導入を可とするなどの措置を講ずる。

また、出入国審査に関しては、当該企業が雇用した外国人が新規に来日する場合、「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として、空海港における自動化ゲート利用の対象者とし、自動化ゲートによる審査に際しては、出入国記録カード（Eカード）の紙による提出を不要とするなど、当該外国人の負担軽減を図る。すでに、当該企業に雇用されている在留外国人に対しても、同様の負担軽減を図る。（合わせて、中部国際空港に1台しか設置されていない自動化ゲートを増設する。）

【該当法令】 労働基準法第32条、第41条等  
出入国管理及び難民認定法第3条、第7条、第25条等

- 外国人留学生の就労ビザへの切替に伴う規制緩和
 

特区区域内の大学で学んだ外国人留学生のうち、一定の要件を満たす者が、特区区域内の航空宇宙産業など特定の業種の企業に就職する場合に限り、「留学」から就労が認められている在留資格に変更する際の在留期間を緩和（通常の「最大5年」を「7年」に延長）する。

【該当法令】 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条

- 外国人技能実習制度の期間延長
 

特区区域内で航空宇宙産業など特定業種の技能習得を行う外国人技能実習生の実習期間を、技能実習1号、2号合わせ「最大3年」から「最大5年」に延長する。

【該当法令】 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条  
法務省入国管理局「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成24年11月改定）  
「技能実習制度推進事業運営基本方針」（厚生労働大臣公示）

- 技能実習制度終了後の期限付き就労可能在留資格の付与
 

特区区域内での技能実習終了後に、本人が希望する場合には、帰国することなく、特区内で就労可能な在留資格（在留期間5年）を付与する（在留期間終了後は、帰国して、特区内で培った技能やノウハウ、人的ネットワーク等を出身国の発展のために遺憾なく発揮してもらう）。具体的には、在留資格「特定活動」として認定するか、新たな在留資格を創設する。

【該当法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令  
出入国管理及び難民認定法第20条第1項、第20条の2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令  
法務省入国管理局「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成24年11月改定）



- 就労が認められる「在留資格」の要件緩和  
就労が認められる16の在留資格のうち、「技術」分野について、在留資格の取得要件の一つとされている「10年以上の実務経験」を、「5年以上の実務経験」に短縮する。
- 【該当法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令

## イ 海外の学術研究・産業支援機関との連携強化 (一部★)

### 概要

イノベーションの源泉となっている海外の優秀な学術研究機関（大学等）や産業支援機関（先端技術研究機関等）との連携を強化する。短・中・長期間の交換留学制度の構築や連携先の国におけるビザ等の延長措置等の規制緩和により、日常的に人材が行き来し感化しあう環境を整備する。知的財産の利活用や国際特許等の取得、実証の加速等、最先端のシーズ及びニーズを具現化する体制を構築する。外国人研究者の子弟等の受け皿機能を含め、将来、ノーベル賞をとることができるような優秀な人材、世界を動かさうる理数系や機械系、経済、金融分野等で世界トップを担える人材を幼少期から育成する。

### 具体的提案

- 海外の優秀な学術研究機関（大学等）や産業支援機関（先端技術研究機関等）との共同研究や開発に関する資金を優先支援するとともに、知的財産の取得・維持や人材の出張・滞在費用等を工面することで、OJT、OJLを通じた国際的に活躍しうる人材育成を行う。
  - 海外の連携先との間で、優秀な人材同士が基礎・基盤技術から応用分野に至るまで常に融合・刺激しあい、革新的なモノやサービスを生み出し続ける組織体制を確立する。
  - 世界の先進的な教育を提供し、革新的な国際人材を育成しうる教育を幼少期から受けられる機関を整備する。また、産学官が一体となって世界で活躍できる人材を養成するための教育・人材育成プログラム（英才教育）を実施する。
- さらに、人材の養成過程において、学年飛び級や地元大学への優先的進学、留学時等における規制を緩和する（該当法令：【飛び級】学校教育法第90条第2項、第102条第2項、【留学等】学校教育法施行規則第150条第1号）。

## ウ ハローワークの地方移管・民間開放 (★)

### 概要

ハローワーク（公共職業安定所）を統括している労働局は、都道府県単位で設置されているため、速やかな移管が可能。特区内の全ハローワークの事務を県に移管することで、産業競争力強化に強力に取り組んでいる当地域を、産業政策と雇用政策の一体的な実施の全国モデルとする。また、ハローワークが保有している情報（求人情報）や助成金の運用について民間への開放を進める。

### 想定される実施主体

国（厚生労働省）、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県

### 具体的提案

- 職業安定法、厚生労働省設置法で定められた都道府県労働局の権限・所掌事務のうち、特区内の全てのハローワーク及び労働局職業安定部（ハローワーク業務の統括部門）の事務について、県に移管する。
- ハローワークが保有している情報（求人情報）や助成金の運用について民間への開放を進める。

### 該当法令等

職業安定法第5条、第7条、第8条第2項、厚生労働省設置法第21条第1項、第23条第1項、第24条第1項

### その他特記事項

愛知県による構造改革特区提案での「ハローワークの県への移管」に対して、厚生労働省は「無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切」と回答している。

### 3 モノづくりを支える産業・交通インフラの整備・革新（ヒト・モノを動かす）

#### （１）民間事業者による有料道路の運営（コンセッション方式の導入）

|           |   |
|-----------|---|
| プロジェクトの内容 | <p>現在、道路整備特別措置法に基づく有料道路を運営できる者は、都道府県等の道路管理者や地方道路公社に限られており、民間事業者がその運営を行うことは認められていない。</p> <p>こうした中、本県では、愛知県道路公社が管理する有料道路について、民間事業者による運営の実現を目指している。</p> <p>全国初となる、民間事業者による有料道路の運営を実現することで、民間における新たな事業機会の創出や、民間の創意工夫による低廉で良質なサービスの提供及び沿線開発を含めた地域経済の活性化を目指す。また、日本のインフラビジネス拡大に貢献していく。</p> |
| 想定される実施主体 | <p>公社が、民間事業者に対し契約に基づき有料道路の運営権の一部を付与するものとするが、低廉で良質なサービス提供のみならず沿線開発を含めた地域経済の活性化を実現するため、それに相応しい民間事業者による運営を想定する。</p>  |

プロジェクトの実施のために必要な措置

#### ア コンセッション方式の「道路」への対象拡大（★）

|                    |  |  |                    |        |                    |    |        |    |
|--------------------|--|--|--------------------|--------|--------------------|----|--------|----|
| 概要                 | <p>道路についても、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。具体的には、地方道路公社の有料道路事業における活用等を推進する。</p>  |  |                    |        |                    |    |        |    |
| 具体的提案              | <p>1 民間事業者による有料道路事業の運営<br/>         民間における新たな事業機会を創出するとともに、民間事業者の創意工夫を活用した低廉で良質な利用者サービス等の提供を図るため、道路整備特別措置法に基づく有料道路事業について、コンセッションを導入し、公社が、民間事業者に対して運営権の一部を付与する。</p> <p>① 運営権付与の方法<br/>         ・運営権の付与は、公社と民間事業者間の契約に基づき対価と引き換えに行う。</p> <p>② 付与する運営権の内容<br/>         ・徴収する料金収入等は民間事業者自らに帰属する。<br/>         ・民間事業者自らの費用負担において有料道路の維持・運営（道路管理者権限のうち公権力の行使に該当しないものに限る。）を行う。</p> <p>③ 運営権対価の価額<br/>         ・公社が、あらかじめ、基準となる価額を算定・提示したうえで、民間事業者からの提案に基づき定める。</p> <p>④ 公社の機能<br/>         ・有料道路に係る資産・負債の管理<br/>         ・民間事業者が納付する運営権対価による建設費等の償還<br/>         ・公権力の行使に該当する道路管理者権限の業務<br/>         ・民間事業者の運営に対するモニタリング機能</p> <p>2 民間事業者へのインセンティブの付与<br/>         民間事業者の創意工夫による利用者サービス向上や集客による増収、効率的管理に向けた取組を促すため、民間事業者による有料道路やPAの運営等の結果生じる増収や経費節減等の収支差（プラス）について、一定のルールを設けてインセンティブとして民間事業者に付与するとともに、減収や経費増加等により生じる収支差（マイナス）についても一定のルールを設けて民間事業者の損失とする。</p> <p>3 道路の利便性向上・維持のための料金徴収継続<br/>         ≪利便性向上のための料金徴収継続≫<br/>         大規模更新やIC等利便性向上のための施設整備が必要な場合（民間事業者から提案のある場合を含む。）においては、民間における事業機会の拡大や、民間の創意工夫を活用して低廉で良質な利用者サービスの更なる向上を図るため、民間事業者がこれを行うことを認める。<br/>         この場合において、施設整備等に要した費用については料金収入で償うこととし、その料金徴収期間については負担の世代間公平の観点から、また、料金の額については現在の料金の額の範囲内かつ道路の利便性（定時性・高速性）・安全性を損なわないことを条件に、民間事業者の提案も求めながら、弾力的に設定する。<br/>         ≪維持管理費用の安定確保のための料金徴収継続≫<br/>         定時性や高速性など期待される適正なサービス水準の維持に必要な維持管理費用を受益者負担により安定的に確保するため、料金徴収期間満了後においても、維持管理費用相当額について料金徴収を継続する。</p> <p>【民営化を目指す有料道路】<br/>         現在、公社が運営する道路整備特別措置法に基づく道路のうち、小牧東インター有料道路と小坂井バイパスを除く、8路線の運営権を民間事業者に付与する方向で検討中。</p> | <p>《公社運営》</p> <table border="1"> <tr> <td>総収入（単価×利用者数/年×期間）等</td> </tr> <tr> <td>維持管理費等</td> </tr> </table> <p>《民間事業者運営》</p> <table border="1"> <tr> <td>総収入（単価×利用者数/年×期間）等</td> <td>増収</td> </tr> <tr> <td>維持管理費等</td> <td>節減</td> </tr> </table> | 総収入（単価×利用者数/年×期間）等 | 維持管理費等 | 総収入（単価×利用者数/年×期間）等 | 増収 | 維持管理費等 | 節減 |
| 総収入（単価×利用者数/年×期間）等 |  |  |                    |        |                    |    |        |    |
| 維持管理費等             |  |  |                    |        |                    |    |        |    |
| 総収入（単価×利用者数/年×期間）等 | 増収   |  |                    |        |                    |    |        |    |
| 維持管理費等             | 節減   |  |                    |        |                    |    |        |    |



|   |   |
|---|---|
| 該当法令等                                       | 道路整備特別措置法第10条、第15条、第23条、第42条等   |
| その他特記事項                                     | 民間事業者の参入を妨げることのないよう、必要に応じて、官民のイコルフットィングを図るために必要な税制上の措置を講じること。   |
| <b>イ 沿線開発に係る農地転用許可に関する特例措置 (★)</b>          |   |
| 概要  | 現在、農地転用については、4 ha超が大臣許可、2 ha超4 ha以下は知事許可で大臣協議が必要となっているが、許可に係る事前調整等の手続きに時間を要している。<br>今回、道路コンセッション方式の導入により、有料道路の運営権を買い取り、自ら有するノウハウを生かして道路運営に参入しようとする民間事業者が行う沿線開発に係る農地転用に関しては、長期に亘る事前調整や協議をなくすことによって、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務の迅速化を可能とし、民間事業者の創意工夫を、道路の運営のみならず、沿線開発にまで広げ、地域活性化に最大限生かしていく。   |
| 具体的提案                                       | ●農地転用許可の特例<br>上記のコンセッション方式の導入により、愛知県道路公社から有料道路の運営権の一部を付与された民間事業者による開発に係る4 ha超の農地転用については都道府県知事の許可に、2 ha以下の農地転用については市町村長の許可とする。また、許可に当たって、大臣協議、知事協議を要しないこととする。<br>●農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止<br>同様に、2 ha超4 ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣の協議を不要とする。   |
| 該当法令等                                       | 農地法第4条第1項、第5条第1項、附則第2項  |
| <b>(2) 伊勢湾（名古屋港、四日市港）の「国際産業ハブ港」としての機能強化</b> |   |
| プロジェクトの内容                                   | 伊勢湾（名古屋港、四日市港）は、原材料などのバルク貨物を輸入し、これを背後で製品・半製品化して、完成自動車やコンテナ貨物などとして輸出する、「バルク」（輸入）と「コンテナ」（輸出）が有機的に連携し、シナジー効果が発揮できる効率的仕組みが構築された港湾である。<br>国力の源泉である製造業等の荷主企業が引き続き日本を拠点とした事業展開を行いながら、日本がアジアをはじめ世界の成長を取り込むためには、企業間の厳しい国際競争下において、製品の価格競争力を高めることが重要である。<br>そのため、産業集積や「民」の力、構築された物流ネットワークの強みを活かした「国際産業ハブ港」の形成を目指す。   |
| 想定される実施主体                                   | 国、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、コンテナターミナルの運営主体、臨海部立地企業  |
| プロジェクトの実施のために必要な措置                          |   |
| <b>ア 民間事業者に対する公有水面埋立免許基準の明確化 (★)</b>        |   |
| 概要  | 公有水面の埋立ての免許は、国有財産である公有水面について権利の設定をするものであり、免許の処分を行うに当たっては、公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令、公有水面埋立法施行規則及び通達が審査基準の根拠とされており、民間事業者による埋立てに関しては、「公有水面の埋立ての適正化について（昭和40年9月1日港管第2021号、建河発第341号）」において、公共の利益に寄与するものとされている。<br>一方、名古屋港臨海部には、国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」に関する事業者が立地しており、今後、航空宇宙産業の成長を加速させ、産業競争力をさらに強化していくためには、民間活力を積極的に活用し、民間事業者による新たな設備投資等が可能な環境の整備が重要である。<br>そのため、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」に認定された事業者が、公有水面の埋立てにより新たな事業用地を確保することができるよう、埋立の免許基準に盛り込む。 |
| 具体的提案                                       | 国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の支援措置に係る事業を行うため、当該特区の支援措置に係る指定を受けた事業者が自ら設備投資を行うために公有水面の埋立てを行う場合には、公有水面埋立免許が取得できるよう、免許基準を明確化する。  |
| 該当法令等                                       | 公有水面埋立法第2条、第4条等   |
| その他特記事項                                     | 民間事業者に対し、無制限に埋立基準を緩和することは、環境等に大きな影響を及ぼすことから、公有水面埋立免許基準において国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の支援措置に係る事業を行うため当該特区の支援措置に係る指定を受けた事業者が自ら設備投資を行うために公有水面の埋立てを行う場合に限り、民間事業者による公有水面埋立はあくまでも限定的なものとなる。  |
| <b>イ 港湾機能の強化</b>                            |   |
| 概要  | 「国際産業ハブ港」の実現に向け、国際海上コンテナ取扱機能の強化に必要な施設整備を確実に行う。また、国際バルク戦略港湾として、国民の生活に必要不可欠な食糧を輸送するバルク船の大型化に対応するため、航路・泊地の増深整備を進めるとともに、その推進に向けた支援を図る。  |
| 具体的提案                                       | 連携して「国際産業ハブ港」の取組を進めている名古屋港及び四日市港において、航路・道路等の整備を図るとともに、コンテナヤード等の港湾整備に関して、「国際コンテナ戦略港湾」と同等の支援措置の適用を図る。また、「国際バルク戦略港湾」を「国際コンテナ戦略港湾」と同等に扱い、バルク船の大型化に対応する国際バルク戦略ターミナルに係る航路・泊地の増深整備、施設整備への国費負担率の引き上げや対象施設の拡充を図るとともに、民間施設の増深整備への国費投入、無利子貸付制度の創設を図る。  |

ウ コンテナターミナル運営会社の統合を促進する優遇制度の創設 (☆)

概要

我が国の港湾の国際競争力強化の観点からは、コンテナターミナルの運営主体がコンテナ埠頭等を一体的に運営することが望ましい。名古屋港においては、各時代において最適な整備手法を採用してコンテナターミナルを整備してきたことから、コンテナターミナルの運営主体として、名古屋港管理組合と民間企業が存在している。民間企業の中には、そのスケールメリットを活かした運営の効率化やコスト削減などによる競争力の向上に向け、合併の検討を始めた事業者もある。しかしながら、民間企業は多くの不動産を保有しているため、合併に伴う不動産取得税や登録免許税の負担が、合併の妨げの一つとなっている。産業競争力強化の鍵を握るのは民間企業であり、民間企業の力を最大限引き出すためにも税制の優遇措置を創設し、民間企業の負担を軽減すること等によってターミナルの運営主体の統合の促進を図る。

具体的提案

コンテナターミナルの運営主体の合併に伴う不動産の移転に係る不動産取得税、所有権登記に係る登録免許税の非課税措置

日本経済再生に向けた効果

上記プロジェクトの実施により、「日本再興戦略」の成果目標（KPI）のうち、以下の点で、日本経済再生に向けて貢献できる。

<日本産業再興プラン 1 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） ①民間投資の活性化>

◆3年間でリーマンショック前の設備投資水準（70兆円／年（昨年度63兆円）〔当地域の貢献度：9.6兆円／年（22年度7.6兆円）〕を回復する

<日本産業再興プラン 2 雇用制度改革・人材力の強化 ① 行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）  
② 民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化>

◆今後5年間で、失業期間6か月以上の者を2割減少させ、一般労働者の転職入職率を9%（2011年：7.4%）とすることを目指す

<日本産業再興プラン 2 雇用制度改革・人材力の強化 ⑥ 大学改革>

◆今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上〔当地域の貢献度：日本の大学上位6位に位置する名古屋大学ほか〕を入れる

<日本産業再興プラン 2 雇用制度改革・人材力の強化 ⑦ グローバル化等に対応する人材等の強化>

◆2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増させる

<日本産業再興プラン 2 雇用制度改革・人材力の強化 ⑧ 高度外国人材の活用>

◆ポイント制の導入後11か月で高度人材認定された外国人数の実績（約430人）からの飛躍的な増加（※「日本再興戦略 中短期工程表」から）

<日本産業再興プラン 3 科学技術イノベーションの推進 雇用制度改革・人材力の強化>

◆今後5年以内に科学技術イノベーションランキング世界1位（世界経済フォーラムでは現状5位）

<日本産業再興プラン 5 立地競争力の更なる強化>

◆ビジネス環境ランキングで先進国3位以内を目指す

<日本産業再興プラン 6 中小企業・小規模事業者の革新>

◆2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社〔当地域の貢献度：7万社から14万社〕に増やす

<戦略市場創造プラン テーマ1 国民の「健康寿命」の延伸>

◆健康増進・予防、生活支援関連産業の市場規模を2020年に10兆円（現状4兆円）に拡大する

◆医薬品、医療機器、再生医療の医療関連産業の市場規模を2020年に16兆円（現状12兆円）に拡大する

◆ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円（※「日本再興戦略 中短期工程表」から）

<戦略市場創造プラン テーマ2 クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 ③エネルギーを賢く消費する社会>

◆2015年からの燃料電池自動車の市場投入

◆2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。

<戦略市場創造プラン テーマ3 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会>

◆2020年に安全運転支援装置・システムが国内車両（ストックベース）の20%に搭載、世界市場の3割獲得（※「日本再興戦略 中短期工程表」から）

◆2030年には、安全運転支援装置・システムが国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及（※「日本再興戦略 中短期工程表」から）

<国際展開戦略 3 我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備 ①対内直接投資の活性化>

◆2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増（2012年末時点17.8兆円）